平成30年3月28日都市整備局

仙台市東部沿岸部の集団移転跡地の利活用に係る 事業候補者の決定について

津波被災地域における防災集団移転促進事業により、市が取得した土地(集団移転跡地)のうち 七北田川以南の5地区(荒浜、藤塚、南蒲生、新浜、井土)について、民間の自由な発想を生かし て仙台の新たな魅力を創出するため、利活用を希望する事業者の募集を行った。

このたび、外部の専門家を含めた仙台市集団移転跡地利活用事業者選定委員会による評価・選定結果をふまえ、4地区において事業を行う8事業者を候補者として決定したもの。

1 募集区画、応募・決定事業候補者の状況 ※別紙、位置図参照

- (1)募集区画 29区画(荒浜地区11、藤塚地区2、南蒲生地区7、新浜地区7、井土地区2)
- (2) 応募状況 13事業者、20区画
 - · 応募事業者(荒浜地区6、藤塚地区2、南蒲生地区3、新浜地区2、井土地区1)
 - · 応募区画(荒浜地区 8、藤塚地区 2、南蒲生地区 4、新浜地区 4、井土地区 2)
- (3) 決定事業候補者数 8事業者、11区画
 - ・決定事業候補者(荒浜地区5、藤塚地区0、南蒲生地区1、新浜地区1、井土地区1)
 - · 決定区画(荒浜地区7、藤塚地区0、南蒲生地区1、新浜地区1、井土地区2)

2 提案事業の概要

地区および決定区画 (面積:ha)		事業候補者	事業概要
	①ブロック	仙台ターミナルビル株式会社	体験型観光果樹園
	(11.0ha)		子供から高齢者まで多世代の交流、団体 客、インバウンド等、広域からの観光流
			動を生むことで、新たな賑わいを創出し
			被災地復興に貢献
荒	②~④ブロック	一般社団法人	スポーツ、レクリエーション施設
浜	(19.5ha)	仙台スポーツネットワーク	サッカーや野球、キャンプなどスポーツ
地			とレクリエーションのコラボレーショ
区			ンで新たな賑わいを創出
	⑤ブロック	荒浜のめぐみキッチン	農と食の体験学習
	(0.5 h a)		農業、自然、地域文化を活用した体験プ
			ログラムを通じて、仙台市内外からの来
			訪者、海外からの来訪者に対してこの地
			域固有の体験を提供

	⑤ブロック	荒浜復興推進協議会	クロマツの育苗
	(0. 3 h a)	「イナサの風」	松並木の再生と松の育樹会の開催など
			により、地元住民との関わりを通して、
			地域の文化や震災の記憶・経験の継承に
			つながるような交流を創出
	⑥ブロック	株式会社深沼アグリサービス	養鶏、農業(畑)
	(0. 5 h a)		元住民などが荒浜の名産品となる農畜
			産物(有機野菜、烏骨鶏の卵)をつくり、
			津波で失われてしまった荒浜のことを
			伝えて行く
南蒲生地区⑦ブロック		株式会社橋本建機	ドッグラン
(0.8ha)			海の近くのドッグランに集う人々が犬
			を通じて交流し、再び笑顔を取り戻して
			もらえるような場所を提供
新浜地区④ブロック		カントリーパーク新浜	ビオトープと冬水田んぼ
(0. 9 h a)			自然観察会や田植え体験を通じた新た
			な交流を創出し、市民が海や自然と触れ
			合うことができる魅力的な交流ゾーン
			として再生
井土	土地区①~②ブロック	農事組合法人井土生産組合	農業(畑)
((o. 6 h a)		地元特産品としてブランド化を進めて
			いる「仙台井土ネギ」の安定的な供給を
			確保し、被災地における農業の再生・発
			展に寄与

3 今後のスケジュール

- (1) 決定後の手続きの流れ
- ①提案事業の実施に向けた「覚書」の締結 提案された事業の実現に向け、市と事業者との協議事項などを定める覚書を締結する。
- ②事業実施に関する「協定」の締結
- ・事業実施に必要となる各種手続きが完了後、実施する具体的な事業内容や市の造成工事に関わる事項などを定める協定を締結する。
- ③移転跡地の貸付けに係る契約の締結
- ・協定に基づき、土地の引渡しに向けた造成工事等を本市が行い、完了後、遅滞なく、本市との 間で対象土地の貸付けに係る契約を締結する。
- ④決定事業者による移転跡地利活用事業の開始
- ・原則として、市から土地の引き渡しを受けた日から1年以内に建設に着手し、3年以内に完成 し事業を開始する。
- (2) 落選した応募者との調整
 - ・競合により落選となった応募者については、希望したブロック以外(空きブロック)での事業 実施を希望し、改めて事業提案を行うかなどの調整を行う。
- (3) 空きブロックの二次募集について
 - ・落選した応募者との調整を終えてもなお、空きブロックが生じた場合には、平成30年度内に 二次募集を行う。

